

「RITEA 認定情報機器再資源化事業者制度」の概要

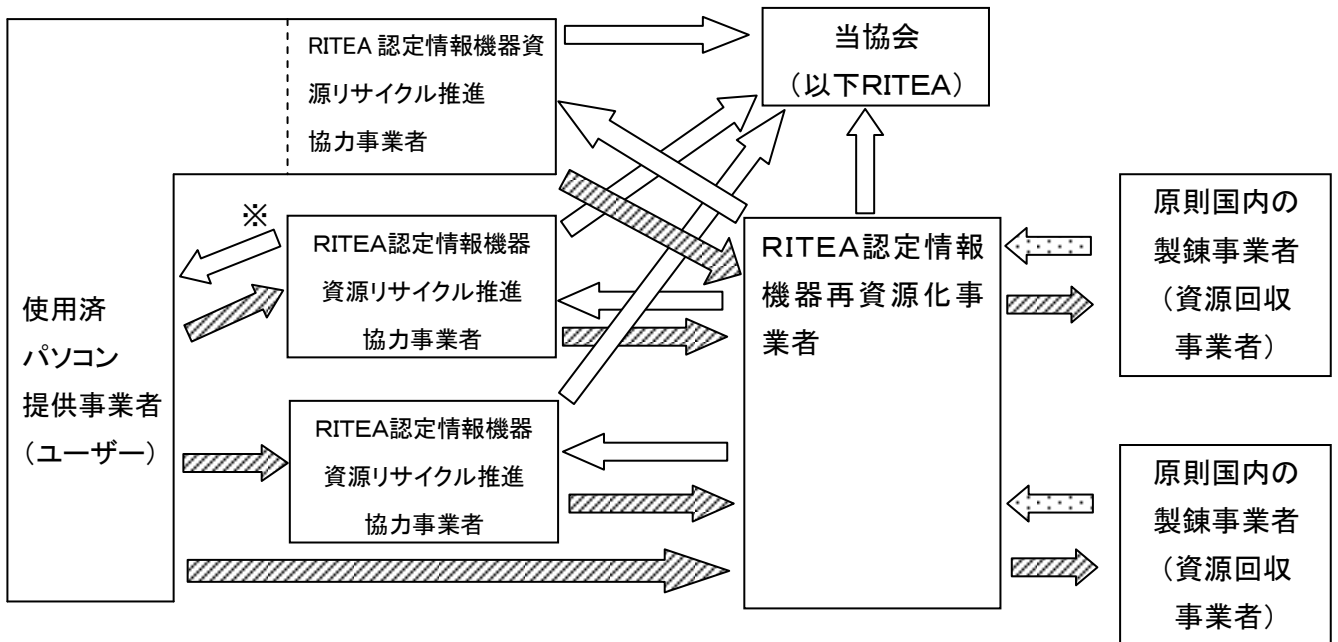
一般社団法人中古情報機器協会（RITEA）

【目的】

- ①事業者（一般企業・リース／レンタル事業者・中古情報機器取扱事業者等）から排出される中古情報機器、特に流通台数の多い使用済パソコン等の資源再利用の促進。
- ②特に、今後の貴金属等の資源の国際レベルにおける枯渇を考慮し、国内での資源再利用の拡大
- ③海外へ輸出された日本製使用済パソコンの現地における資源回収後の不適正処理による現地での環境汚染防止
- ④回収・リサイクル処理された使用済パソコン台数や資源再利用率実績の管理把握による我が国におけるパソコンリサイクル活動への実数による貢献

【事業者制度概要】

・我が国における適正なリユースと共に、適切なりサイクルをめざす。



⇒: 使用済パソコン等の情報機器の提供(売却等)。

⇐: 各製錬事業者からの取引台数、資源再利用量や資源再利用率の実績結果の報告。

⇐: 取引台数、資源再利用量や資源再利用率の合計実績集計結果の報告。

(※印の付いた実績結果報告の有りは、使用済パソコン提供事業者(ユーザー)とRITEA 認定情報機器資源リサイクル推進協力事業者の2者間契約による)

【RITEA 認定情報機器再資源化事業者資格の目安】

(i) RITEA 認定情報機器再資源化事業者

- ①使用済パソコンから部品およびマテリアル部材を収集し、素材毎に製錬事業者（資源回収事業者）へ売却を行っている事業者であること。
- ②事業を行う地域の「古物商許可証」（使用済みパソコン保有者から使用済みパソコンの購入の場合）、「産業廃棄物処分業許可証」（廃棄物処理依頼（使用済みパソコン保有事業者が代金支払い）を受ける場合）のいずれも、またはどちらかの許可を有していること。
（なお、「一般貨物自動車運送事業許可証」または、「産業廃棄物収集運搬許可証」も有することが望ましい）
- ③取引台数や素材毎に分けた資源の再利用重量等からなる「資源再利用率集計データ」を半年間毎に作成し、当該期間中に取引を行った「RITEA 認定中古情報機器資源リサイクル推進協力事業者」および RITEA へ報告すること。
- ④上記③項に示す各資源を合計した資源利用率は、経済産業省および環境省が定めている目標値を達成できること。
 - ・卓上型パソコン 50%、ノート型パソコン 20%
 - ・液晶ディスプレイ 55%、CRT ディスプレイ 55%
- ⑤資源売却先は、原則国内の製錬事業者（資源回収事業者）であること。
- ⑥適正処理の実施等の作業確認を行う為に、RITEA が定期的に行う作業事業場の審査を受け、その審査に合格すること。

(ii) RITEA 認定情報機器リサイクル推進協力事業者

- ①自社資産の使用済パソコン廃棄品や中古パソコンへの製品化途中段階で発生した廃棄品を「RITEA 認定情報機器再資源化事業者」に提供する事業者であること。
- ②「RITEA 認定情報機器再資源化事業者」から報告を受けた「資源再利用率集計データ」及び取引を行った「RITEA 認定情報機器再資源化事業者」名称を RITEA へ半年間毎に報告すること。

以上